

京都大学物質－細胞統合システム拠点規程

(設置)

第1条 京都大学に、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第50条の4の規定による「世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム」を実施するための研究拠点として、物質－細胞統合システム拠点（以下「拠点」という。）を置く。

(目的)

第2条 拠点は、物質科学と細胞科学を統合した新たな学問領域の創出を目的とする。

(拠点長及び副拠点長)

第3条 拠点到、拠点長及び副拠点長を置く。

2 拠点長は、次条に定める運営協議会の議に基づき、総長が任命する。

3 拠点長の任期は、5年とし、再任を妨げない。

4 拠点長は、拠点の所務を掌理する。

5 副拠点長は、拠点長が指名する。

6 副拠点長の任期は、5年とし、再任を妨げない。ただし、指名する拠点長の任期の終期を超えることはできない。

7 副拠点長は、拠点長の職務を助ける。

(運営協議会)

第4条 拠点到、その重要事項を審議するため、運営協議会を置く。

2 運営協議会は、拠点長、副拠点長及び拠点長が指名する教職員で組織する。

3 前項に定めるもののほか、運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営協議会が定める。

(研究部門等)

第5条 拠点到、研究部門又はこれに代わる組織を置くことができる。

2 前項の組織に関し必要な事項は、拠点長の定めるところによる。

(事務組織)

第6条 拠点到置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。

(内部組織)

第7条 この規程に定めるもののほか、拠点の組織及び運営に関し必要な事項は、拠点長が定める。

附 則

1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に任命する拠点長については、第3条第2項の規定にかかわらず、京都大学世界トップレベル研究拠点設置準備委員会の推薦する候補者について総長が任命するものとする。